

第10回霧島市

安心安全まちづくり推進協議会

と き：令和7年10月15日（水）14：00～

ところ：霧島市役所7階 701・702 会議室

会 順

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長、副会長の選任

4 議 事

(1) 霧島市安心安全まちづくり推進協議会について（事務局）

(2) 市としての交通・防犯の取組み（事務局）

～ 交通事故防止対策及び犯罪防止対策について

(3) 霧島市内の交通事故・犯罪の現状等について

（霧島警察署）

(4) 質疑、意見交換など

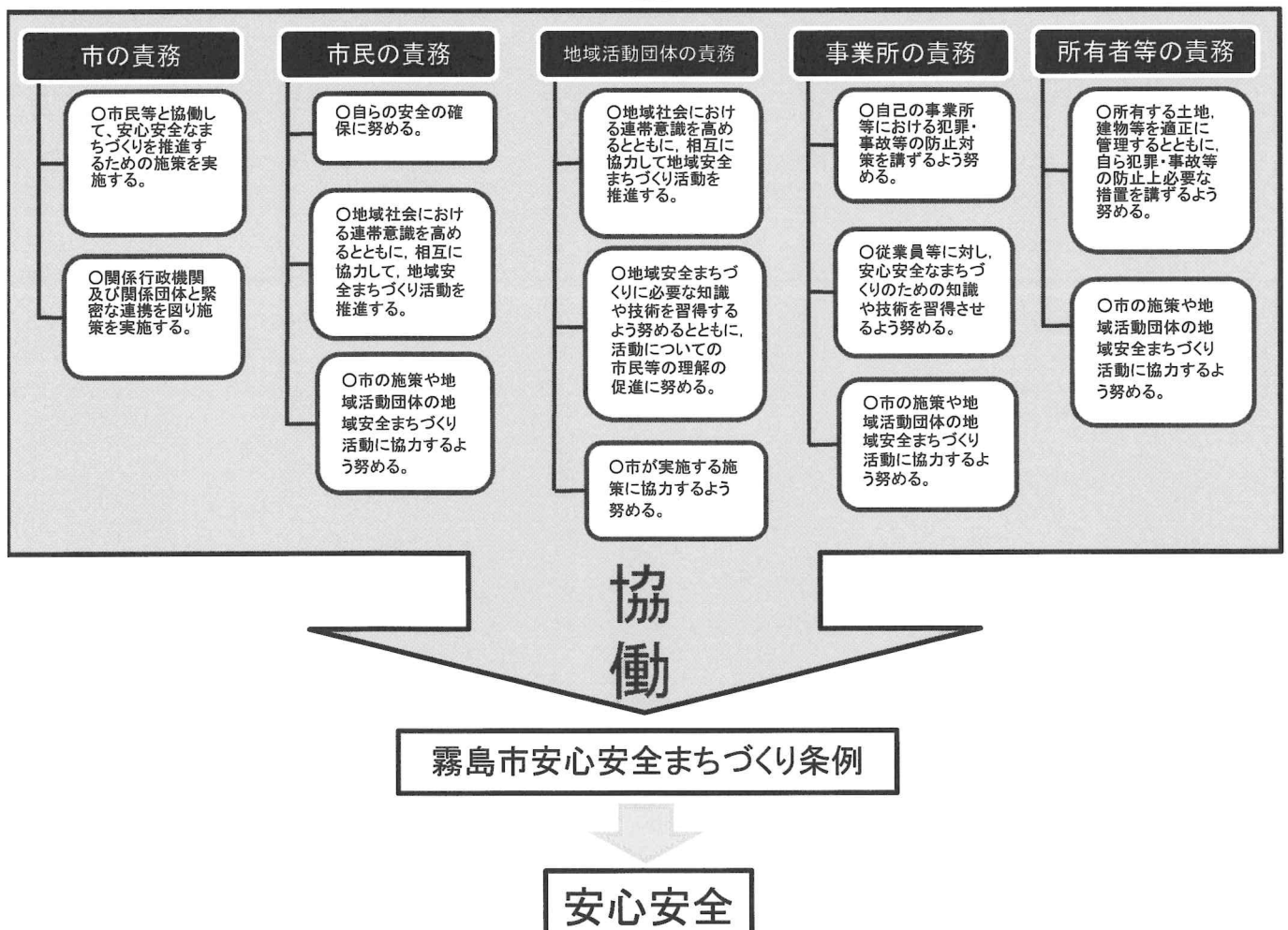
5 閉 会

霧島市安心安全まちづくり条例の概要

【制定の背景】

- 1 霧島市が鹿児島県内で刑法犯犯罪率がワースト2位である状況にあること。
- 2 市民の体感治安が悪化していること。
- 3 全国で幼い命が奪われる痛ましい事件が相次いでいること。
- 4 高齢者や障がい者への配慮が求められていること。
- 5 観光客や来訪者への配慮のあるまちづくりが求められていること。

条例の目的	・安心安全なまちづくりに関し、基本理念を定める。 ・市及び市民等の果たすべき責務を明確化する。 ・安心安全なまちづくりに関する施策の推進を図る。 ・もって、市民等が安心して安全な生活をし、安心して滞在できる安全な地域社会を実現する。
基本理念	・自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守るという基本認識のもとに、それぞれの役割を果たし、連携を図りながら協働することにより行わなければならない。 ・地域の安全の確保に関する自主的な活動を実践するための環境を醸成し、地域安全まちづくりの活動を効果的に推進することにより行わなければならない。



○霧島市安心安全まちづくり条例

平成 18 年 12 月 26 日

条例第 146 号

近年、全国で子どもや高齢者が犠牲者となる犯罪が多発している。

私たちの日常生活においても、社会環境の変化や価値観の多様化により地域社会の連帯意識が薄まり、犯罪や事故に対する不安が身近なものになり、安心して生活できる環境が脅かされようとしている。

私たちの霧島市を、誰もが誇りと愛着を持ち、市民が安心して暮らすことができ、観光旅行者が安心して滞在できる安全なまちとして構築していくため、ここに霧島市安心安全まちづくり条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪、事故及び自然災害（以下「犯罪・事故等」という。）の防止に関し、基本理念を定め、市並びに市民、地域活動団体、事業者及び所有者等（以下「市民等」という。）が果たすべき責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力のもとに、市民等の安全の確保に関する施策（以下「生活安全施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、市民等が安心で安全な生活をし、又は安心して滞在できる安全な地域社会の実現を図ること（以下「安心安全なまちづくり」という。）を目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に勤務し若しくは在学し、又は観光等で滞在する者をいう。
- (2) 地域活動団体 ボランティア団体、民間非営利団体、地区自治公民館その他の地域組織及びグループをいう。
- (3) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- (4) 所有者等 市内に所在する土地、建物、店舗、事業所等の所有者及び管理者をいう。
- (5) 通学路等 子どもが通学、通園等の用に供している道路及び子どもが日常的に利用している公園、広場等をいう。

(基本理念)

第 3 条 安心安全なまちづくりは、市及び市民等が、自らの安全は自ら守るととも

に、地域の安全は地域で守るという基本認識のもとに、それぞれの役割を果たし、連携を図りながら協働することにより行わなければならない。

- 2 安心安全なまちづくりは、市及び市民等が、地域の安全の確保に関する自主的な活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）を実践するための環境を醸成し、地域安全まちづくり活動を効果的に推進することにより行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、安心安全なまちづくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 安心安全なまちづくりに関する知識の普及、情報の提供及びその他広報啓発活動
- (2) 地域安全まちづくり活動を推進するための人材育成
- (3) 地域安全まちづくり活動を行う組織・団体の結成促進
- (4) 犯罪・事故等の防止に優れた環境及び公共施設の整備
- (5) 青少年の健全育成を阻害する有害環境の排除及び道徳心向上対策
- (6) その他安心安全なまちづくりを達成するために必要な事項

- 2 市は、前項に規定する施策の計画及び実施に当たっては、関係行政機関及び関係団体から意見を聴くとともに、協力を求め、緊密な連携を図らなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、安心安全なまちづくりについての理解を深めるよう努めるとともに、自らの安全の確保に努めるものとする。

- 2 市民は、地域社会における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、地域安全まちづくり活動を推進するものとする。
- 3 市民は、安心安全なまちづくりのため、公共の場所又は自己若しくは他者の所有地において、周辺の生活環境を損なうような行為をしない等の社会的マナーの向上に努めるものとする。
- 4 市民は、安心安全なまちづくりのため、市が行う生活安全施策や地域活動団体が行う地域安全まちづくり活動に協力するよう努めるものとする。

（地域活動団体の責務）

第6条 地域活動団体は、地域社会における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、地域安全まちづくり活動を推進するよう努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、安心安全なまちづくりに必要な知識や技術を習得するよう努めるとともに、地域安全まちづくり活動についての市民等の理解の促進に努める

ものとする。

- 3 地域活動団体は、市が行う生活安全施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、市民の安全に十分配慮し、事業活動を行う際は、安心安全なまちづくりのために、自己の事業所等における犯罪・事故等の防止対策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員等に対し、安心安全なまちづくりのために必要な知識や技術を習得させるよう努めるものとする。

- 3 事業者は、市が行う生活安全施策や地域活動団体が行う地域安全まちづくり活動に協力するよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第8条 所有者等は、安心安全なまちづくりのために、その所有し、管理する土地、建物及び工作物を適正に管理するとともに、自ら犯罪・事故等の防止上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 所有者等は、市が行う生活安全施策や地域活動団体が行う地域安全まちづくり活動に協力するよう努めるものとする。

(支援)

第9条 市は、安心安全なまちづくりのために活動する地域活動団体を育成するため、必要な支援を行うことができる。

(助言指導)

第10条 市は、安心安全なまちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、市民等に対し、犯罪・事故等の防止に配慮した環境の整備に関し、必要な助言指導を行うことができる。

(子どもの安全確保の強化)

第11条 市は、学校及び児童福祉施設（以下「学校等」という。）並びに通学路等における子どもの安全確保の強化を図らなければならない。

(学校等における安全対策の推進)

第12条 学校等を管理する者は、当該学校等の施設内における安全対策を推進するための体制を整備し、子どもの安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(要援護者への配慮)

第13条 市は、生活上の安全に関し高齢者、障がい者、子ども及びその他非常時において特に援護を必要とする者（以下「要援護者」という。）に配慮した施策を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民等は、地域において要援護者が安心して安全に暮らせるよう努めるものとする。

(消費者の生活の安全)

- 第 14 条 市は、消費者の利益を守り、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に係る相談、指導及び啓発に努めなければならない。

(推進協議会)

- 第 15 条 市は、安心安全なまちづくりを総合的に推進するため、霧島市安心安全まちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

- 2 推進協議会は、安心安全なまちづくりに関する基本的な事項について、市長の諮問に応じるほか、市長に対し、必要な意見を述べることができる。

- 3 推進協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者

- (2) 関係団体の代表者

- (3) 警察署その他安心安全なまちづくりに関係する行政機関の職員

- (4) その他市長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 委員は、再任されることができる。

(安心安全の日)

- 第 16 条 市は、毎月 15 日を安心安全の日と定め、広報活動及び啓発活動を重点的に実施するほか、必要に応じ期間を定めて、集中的に安心安全なまちづくりを推進するための必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

- 第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(霧島市防犯条例の廃止)

- 2 霧島市防犯条例（平成 17 年霧島市条例第 184 号）は、廃止する。

○霧島市安心安全まちづくり推進協議会設置規則

平成 18 年 12 月 27 日

規則第 102 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、霧島市安心安全まちづくり条例(平成 18 年霧島市条例第 146 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 条例第 15 条第 1 項に規定する霧島市安心安全まちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、市長公室安心安全課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(霧島市防犯条例施行規則の廃止)

2 霧島市防犯条例施行規則(平成 17 年霧島市規則第 130 号)は、廃止する。

附 則(平成 19 年 3 月 31 日規則第 21 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 1 月 24 日規則第 3 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

市としての交通・防犯の取り組み（令和6年度実績）

1 交通関係

(1) ソフト面

ア 霧島市交通安全市民運動推進協議会（237 団体）

- 各季交通安全運動におけるキャンペーン、街頭立哨、広報活動
- 交通危険箇所における注意喚起看板の設置など

イ 霧島市交通安全母の会（各地区含む）

- 各季交通安全運動におけるキャンペーン、街頭立哨
- 飲酒運転根絶キャンペーン

ウ 交通安全教室（実施 126 回・受講者 15,084 人）

エ 警察（公安委員会）への交通規制や交通安全施設設置等の要望

オ 高齢ドライバーに対する自主返納メリット制度（利用者 350 人）

（65 歳以上の自主返納者に 5,500 円分のタクシーチケット・かごしま 5 事業者共通乗車カード・SUGOKAカードのいずれかを交付）

カ 新小学生、新中学生、高齢者への夜光反射材配布（小学校 1,099 枚、中学校 1,235 枚、高齢者 3,242 枚）

(2) ハード面

ア 道路反射鏡 50 基（約 752 万円）

イ 防護柵の設置 17 箇所・約 560m（約 1,215 万円）

ウ 区画線の設置 15 箇所・約 7,560m（約 784 万円）、路面表示など

エ 注意喚起板（スピード落とせ、交差点注意など）の設置

2 防犯関係

(1) ソフト面

ア 霧島市防犯組合連合会（各地区含む）

- 巡回パトロール、広報活動
- 街頭補導活動、夏祭り警戒

イ 防犯パトロール隊への支援（96 団体、6,411 人）

ウ 防犯パトロール、広報活動（市ホームページ等を活用した広報）

(2) ハード面

ア 防犯灯の設置 新設 152 基+LED 交換 282 基=434 基（設置費補助約 1,671 万円）

イ 安全灯の設置 5 基（約 10 万円）

ウ 防犯カメラの設置 国分駅・隼人駅駐輪場における盗難防止

霧島市の交通事故等の状況

1 事故発生状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人身事故件数	478	412	303	284	309
死者数	5	4	4	2	3
負傷者数	600	510	353	338	366

2 令和6年中の地区別発生状況

地区別	警察署	人事故件数	死者数	負傷者数	物損事故件数
霧島市全体(高速道路はのぞく)		309	3	366	3601
国分地区	霧 島 署	137	0	162	1597
隼人地区		118	1	137	1180
福山地区		10	0	15	59
霧島地区		4	0	7	156
溝辺地区		22	1	27	320
横川地区		8	0	8	110
牧園地区		10	1	10	179

- 霧島市の人身事故309件のうち、255件(82.5%)が国分、隼人地区で発生しています。
- 死者3人のうち、2人が65歳以上の高齢者です。
- 人身事故309人のうち、126人(40.7%)が65歳以上の高齢者です。
- 事故原因は、最も基本的な注意義務である安全不確認、前方不注視、動静不注視等の安全運転義務違反が、全事故の約83.5%を占めています。

3 令和6年中の交通死亡事故の概況

日 時	場 所	事 故 形 態
2月13日(火) 10:20頃	溝辺町麓 (市道)	軽四輪乗用自動車が、陵南小学校方向から溝辺町有川方向に向け四差路交差点に進入した際、交差点右方から進行してきた大型貨物自動車と衝突し、軽四輪乗用自動車の運転手が死亡したもの。
2月22日(木) 22:35頃	隼人町真孝 (国道10号)	軽四輪乗用自動車が、国道10号を福山町方向から始良市方向へ進行中、徒歩で左方車道にいた歩行者と衝突し、歩行者が死亡したもの。
6月26日(水) 12:55頃	牧園町万膳 (市道)	軽四輪乗用自動車が、湧水町木場方向から牧園町宿窪田方向の左カーブを進行する際、市道から同車を転落させ、助手席の同乗者が死亡したもの。

4 令和7年8月末の状況

	霧島署管内	対前年比
人身事故件数	147	-51
死者数	1	-2
負傷者数	168	-75

- 本年の人身事故件数のうち、高齢者が関係する件数は63件(42.9%)になります。

霧島市の犯罪発生状況

1 刑法犯罪認知件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	増減数 (対前年比)
霧島警察署管内	415	369	374	642	745	103
鹿児島県下	5,113	4,641	5,113	6,721	7,366	645
全国	614,231	568,104	601,331	703,351	737,679	34,328

2 霧島市罪種別、地区別の刑法犯罪認知件数(令和6年)

地区別 罪種別	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯						知能犯	風俗犯	その他の刑法犯	総数
			侵入 住宅 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	万 引 き	そ の 他	小 計				
国分	4	28	8	69	16	39	95	227	36	9	47	351
隼人	2	9	7	76	6	46	64	199	36	4	39	289
福山						2	6	8	4			12
霧島		2	2			1	7	10	4		3	19
溝辺	1	6	3		3	4	14	24	3		2	36
横川			1		1		5	7	1		1	9
牧園					2		9	11	1		1	13
その他・不明		5						0	9		2	16
総数	7	50	21	145	28	92	200	486	94	13	95	745

- ・ 霧島市内全745件のうち国分・隼人で640件発生し、全体の86.0%を占めています。
- ・ 霧島市内全745件のうち窃盗犯は486件で、全体の65.2%を占めています。
- ・ 自転車盗は令和5年より45件増加の145件で、全て国分・隼人で発生しています。
- ・ 万引き92件のうち、国分・隼人で85件発生と全体の92.4%を占めています。

※ 凶悪犯とは…殺人、強盗、放火、強姦など悪質な犯罪です。

※ 粗暴犯とは…暴行、傷害、脅迫、恐喝などの犯罪です。

※ 窃盗犯の

ア 住宅対象侵入盗とは…空き巣、忍込み等、家屋に侵入して金品などを窃取する犯罪です。

イ その他とは…事務所荒し、出店荒らし、自転車以外の乗物盗、ひったくり、置引きなどです。

※ 知能犯とは…詐欺、横領、偽造、汚職などの知能的な犯罪です。

※ 風俗犯とは…賭博やわいせつなどの犯罪です。

※ その他の刑法犯とは…占有離脱物横領、住居侵入、器物損壊等の犯罪です。

3 霧島市刑法犯罪種別認知件数(令和7年8月末)

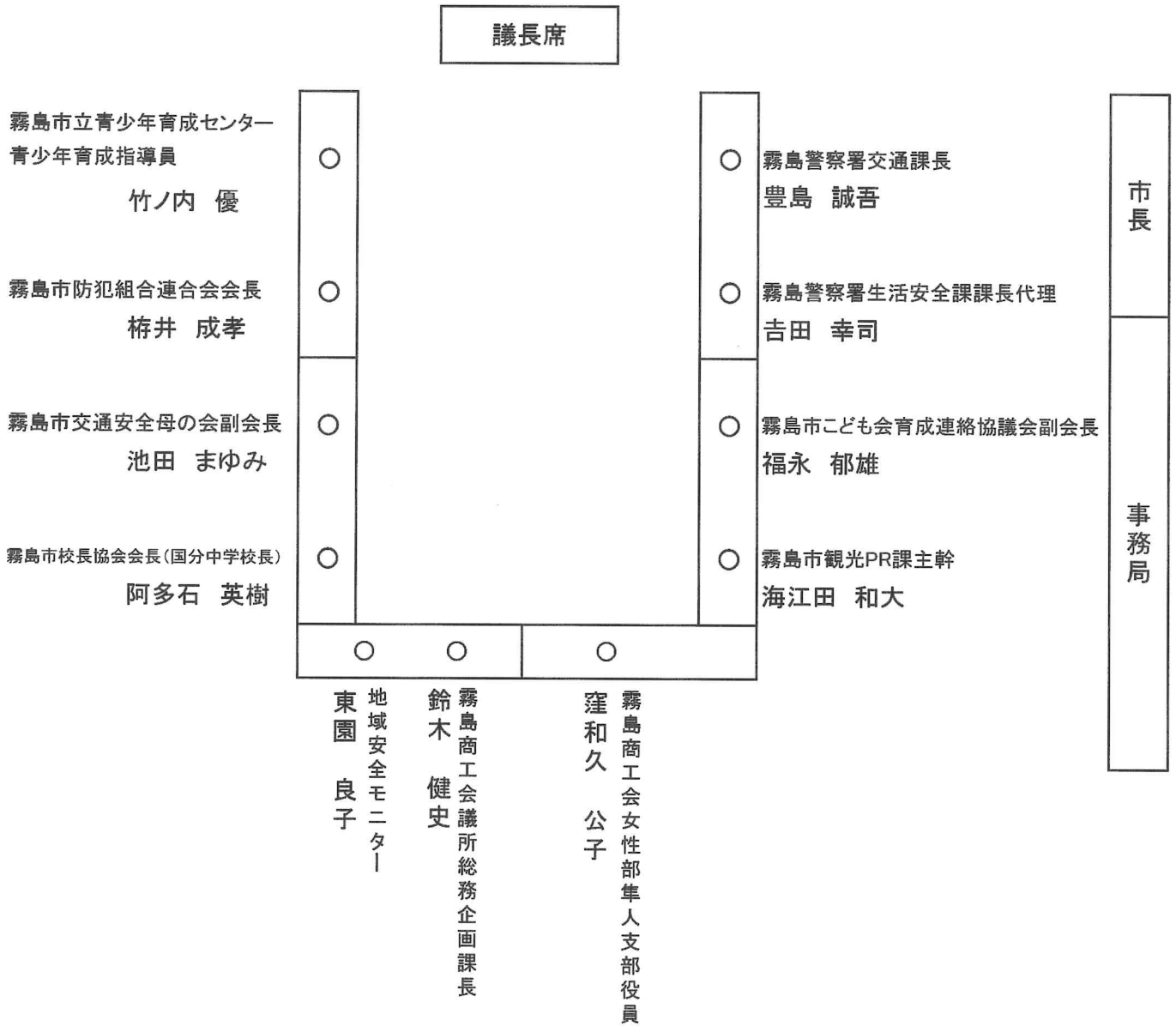
	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
令和7年8月末	477	9	33	290	78	6	61
前年比	+24	+2	+11	-22	+35	-4	+2

霧島市安心安全まちづくり推進協議会委員

任期期間: 令和7年9月1日～令和9年8月31日

委 員 構 成		氏 名	職名・所属団体
1号委員	識見を有する者	タケノウチ マサル 竹ノ内 優	青少年育成指導員
2号委員	関係機関の代表者	カコイ ナリユキ 栢井 成孝	霧島市防犯組合連合会会長
		イケダ 池田 まゆみ	霧島市交通安全母の会副会長
		アタイシ ヒデキ 阿多石 英樹	霧島市校長協会会長(国分中学校長)
		ヒガシノ ヨシコ 東園 良子	地域安全モニター員
3号委員	警察署その他安心安全まちづくりに関係する行政機関の職員	クラツ ジュンイチ 倉津 純一	霧島警察署生活安全課長
		トヨシマ セイゴ 豊島 誠吾	霧島警察署交通課長
		カイエダ カズヒロ 海江田 和大	霧島市観光PR課主幹
4号委員	その他市長が必要と認める者	フクナガ イクオ 福永 郁雄	霧島市こども会育成連絡協議会副会長
		カワバタ トシキ 川畑 敏生	霧島市連合青年団団長
		マツエダ ヨウイチロウ 松枝 洋一郎	霧島市老人クラブ連合会会長
		スズキ ケンジ 鈴木 健史	霧島商工会議所総務企画課長
		クボワク キミコ 窪和久 公子	霧島市商工会女性部隼人支部役員

座 席 表



[illegible]